

三田市告示第 196 号

下記「公示送達書」に掲げる書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び、三田市市税条例（昭和 32 年条例第 12 号）第 18 条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市収納対策課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 10 月 1 日

兵庫県三田市長 田村 克也

記

送達を受けるべき書類の名称

送達を受けるべき者の氏名

公示送達書

令和8年10月1日

兵庫県三田市長 田村 克也

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名（名称）
差押調書（謄本）	佐藤 勝之